

令和5年度山梨県森林審議会（第1回）会議録

1 日時：令和5年10月31日（火）午後1時30分～3時30分

2 場所：恩賜林記念館 大会議室

3 出席者（敬称略）

（委員）天野公夫、小澤優花、河住布由子、佐藤繁則、白石則彦、棚本佳秀、福島万紀、豊前貴子、古屋利枝、前山堅二、若狭美穂子、渡邊晴夫

（事務局）林政部長、林政部技監、林政部参事、森林政策課長、森林整備課長、林業振興課長、県有林課長、治山林道課長、中北林務環境事務所長、峡東林務環境事務所長、峡南林務環境事務所長、富士・東部林務環境事務所長、森林総合研究所長

4 傍聴者等の数 1

5 会議次第

- (1) 開会
- (2) 林政部長挨拶
- (3) 県職員紹介
- (4) 森林審議会委員紹介
- (5) 森林審議会会長挨拶
- (6) 議事
- (7) 閉会

6 会議に付した案件

- ・山梨東部地域森林計画の策定、富士川上流地域森林計画及び富士川中流地域森林計画の変更について【公開】
- ・森林における開発行為の許可に係る審議について【公開】
- ・やまなし森林整備・林業成長産業化推進プランの進捗状況について【公開】

7 議事の概要

司会（堀江森林整備課総括課長補佐）

定刻となりました。

委員の皆様には、大変お忙しいところ、山梨県森林審議会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。私は、司会進行を務めます、森林整備課の堀江です。よろしくお願ひします。

はじめに、本日の資料の確認をお願いします。事前に郵送いたしました資料に加えまして、机の上に、追加の資料が置いてございます。あわせて御確認ください。お手元の配付資料一覧にありますとおり、本日の次第、委員名簿、座席表、資料1-1「山梨東部地域森林計画の策定、富士川上流及び富士川中流地域森林計画の変更について」、資料1-2「地域森林計画書(山梨東部森林計画区)(案)」、資料1-3「地域森林計画(変更計画)書(富士川上流森林計画区)(案)」、資料1-4「地域森林計画(変更計画)書(富士川中流森林計画区)(案)」、資料2「森林における開発行為の許可に係る審議について」、資料3「やまなし森林整備・林業成長産業化推進プランの進捗状況について」、参考資料として森林審議会に係る規則等を配付しております。御確認いただき、不足がある場合

は事務局にお申し出ください。

それでは、ただ今から、令和5年度第1回山梨県森林審議会を開催いたします。

森林審議会の成立につきましては、山梨県森林審議会運営規則第5条により、委員の出席が過半数以上とされております。当審議会の委員数は15名で、現在のところ、11名の御出席をいただいておりますので、審議会が成立していることを御報告いたします。なお、都留文科大学教養学部准教授の福島委員におかれましては、所用のため、後ほどお出でになる御予定と伺っております。

なお、森林審議会の審議は、公開となっており、後日、県庁ホームページにおいて議事録を掲載させていただきます。また、「山梨県森林審議会傍聴要領」により審議会の審議が傍聴可能となっており、本日も傍聴席を用意してございます。

それでは、次第に従いまして、林政部入倉部長から挨拶を申し上げます。

入倉林政部長：

(挨拶)

司会：

ありがとうございました。

次に、本日は令和5年度第1回目の審議会になりますので、本日出席している県職員を紹介いたします。

(岸技監以下、所属長以上の職員を紹介)

続きまして、委員の皆様を御紹介いたします。

(委員を御紹介)

野村委員、保坂委員、増田委員の3名につきましては、本日欠席されております。

次に、森林審議会会長から御挨拶をいただきます。白石会長、よろしく申し上げます。

白石会長：

(挨拶)

司会：

ありがとうございました。

次に、議長につきまして、森林審議会運営規則第3条により会長が当たることとなっておりますので、白石会長よろしく願いいたします。

議長（白石会長）：

それでは、審議会の議事進行を務めさせていただきます。

議事に移ります前に、山梨県森林審議会運営規則第7条により、本日の議事録署名委員を指名することとなっております。本日の議事録署名委員については、天野公夫委員と、小澤優花委員をお願いいたします。

それでは議事に移ります。まず、森林法第5条に基づいて策定、又は変更する「地域森林計画」については、森林法第6条第3項により、知事が森林審議会に意見を聴かなければならないこととなっております。これに基づいて、知事から諮問がありました、「山梨東部地域森林計画の策定、富士川上流地域森林計画及び富士川中流地域森林計画の変更について」を審議いたします。

事務局から説明をお願いします。

事務局（伊川森林整備課長）：

（資料 1-1、資料 1-2、資料 1-3、資料 1-4 により説明）

議長：

事務局の説明が終わりました。御意見や御質問がありますか。

委員：

資料 1-1 の P. 11、前計画の実行結果について、間伐材積や林道開設の実行歩合が低いことについて、諸々の事情があると思いますが、特に林道の開設についてお尋ねします。人件費や資材費のコスト増等という理由の説明がありましたが、計画 32km に対して実行 10km というのはいささか少ない感じがします。もう少し細かい理由の説明があれば伺いたい。また、P. 17 の路網整備の計画量に関連しますが、P. 11 で前計画の前期 5 ヶ年の実績の報告がありましたが、P. 17 に記載してある 10 ヶ年の計画量は、今終わった 5 年に次の 10 年分として加算していく計画量ということだと思いますが、計画量と実行量の乖離が大きくなっていくと、主伐や間伐といった森林施業に支障を来す状況、つまり施業を予定している区域まで路網が到達しないのではないのか、という懸念がありますが、その辺りをお伺いしたい。

山口治山林道課長：

実行歩合が低い理由として人件費や資材費の話をさせていただきましたが、その他、工事の実施に当たって、最近は現場環境の改善等を行うことが増えてきて、例えば、労働者への処遇改善として週休二日制の適用、ICT を活用した新たな機械を使って工事を進めるなどの動きも出てきているため、更にコストがかかる状況があります。コスト増の部分は将来の計画量にも影響を与えるものですが、森林施業等の実施を考慮しながら必要な路網整備の計画量を設定しているところです。

委員：

P. 16 の天然更新の計画面積について、前回平成 30 年の策定時の天然更新面積 2,299ha に対して今回の計画量が 2,010ha と若干減っています。P. 3 の全国森林計画の天然更新面積の配分量が 152% とダイナミックに増えていますが、令和 3 年に全国森林計画の変更があった時に、地域森林計画の計画量は 1,280ha まで減っています。これだけ減ったり増えたりする理由と、これと全国森林計画の配分量の 152% の関係について教えていただきたい。因みに富士川上流と富士川中流の天然更新面積も今回の変更で大きくは変わっていませんが、これは全国森林計画と地域森林計画の間には齟齬があるけれども、計画制度上、数値を現場に合わせたものにできないというところなのでしょうか。

伊川森林整備課長：

地域森林計画の計画量につきましては、全国森林計画において各都道府県の配分量があり、この配分量と必ずしも同じにする必要はありませんが、上下 20% の範囲内で作成しなければならないこととなっていますので、全国森林計画の配分量に基づいて作成しているところです。

委員：

資料 1-2 P. 48、「樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区の面積等」について、何か法令の制限等に基づき指定しているのでしょうか。

伊川森林整備課長：

資料 1-2 P.47 の 1(1)に記載していますとおり、山地災害防止機能／土壌保全機能を高度に発揮させる必要のある森林、保安林、保安施設地区の森林について指定しています。

委員：

森林簿や県有林では森林調査簿に旗が立っていて、それらを合わせるとこの表になるということですか。

伊川森林整備課長：

そのとおりです。

委員：

資料 1-1 P.11 の治山事業施行地区数について、計画より実行が大幅に増えています。近年の災害発生状況を見ると好ましいことだと思いますが、これは国からの予算額も増えてきている中でこうした対応が可能であったのか、何か別の要因があるのかをお尋ねしたい。

山口治山林道課長：

国では国土強靱化基本計画に基づく対策が進められており、5 ヶ年対策として県に回していただく予算も増えていることもあって対応が進んでいるということがあります。

委員：

資料 1-1 P.14、木材生産機能のうち「特に効率的な施業が可能な森林の区域」について、どのようにして区域が指定されているかということと、この区域のうち人工林については原則植栽による更新を行うとありますが、この「原則」の強制力、根拠は何か具体的にあるのかを伺いたい。

伊川森林整備課長：

「特に効率的な施業が可能な森林の区域」については、市町村森林整備計画において、木材生産機能維持増進森林のうち、林地生産力が高く、傾斜が比較的緩やかで、林道等や集落から距離が近い森林等について指定することになっています。また、森林所有者は伐採等を行う際に、伐採及び造林の届出を市町村長に行いますが、届出を受けた市町村において、市町村森林整備計画に定める機能区分別の施業方法等の規定に照らして、森林の整備保全に係る内容に著しく支障があるかどうかを判断して、必要に応じ指導することになります。

委員：

そうしますと、「特に効率的な施業が可能な森林の区域」の中で伐採及び造林の届出が出て、天然更新と書いてあった場合は、指導をすることになるのでしょうか。

伊川森林整備課長：

森林法の規定に基づき届出内容について指導はできることになっていますが、あくまで届出であり許可処分に当たるものではないので、植栽をさせるまでの強制力はないものとなっています。

委員：

第 4 次県有林管理計画 P.34 に森林経営計画の記載があって、現在の森林経営計画の計画期間が

令和5年12月19日までとありますが、これは計画制度との関係の中で、具体的手続きを踏んで次の経営計画を立てることになるのでしょうか。

末木県有林課長：

継続して森林経営計画を立てることになります。

委員：

何か手続きを踏むのですか。市町村に対してですとか。

末木県有林課長：

県有林の森林経営計画の計画区域は複数市町村にまたがっていますので、市町村への認定申請ではなく、県へ認定申請を行います。

委員：

県有林管理計画は市町村森林整備計画に即して策定しているということですか。

末木県有林課長：

そのとおりです。

委員：

県有林の森林経営計画は、市町村にも通知されるのですか。

末木県有林課長：

そのとおりです。

委員：

資料1-1 P.11、前期5ヵ年の実行量については、県有林の実績も含まれていると理解してよいですか。

伊川森林整備課長：

そのとおりです。

委員：

県有林は非常に計画的に主伐・再造林をしていると思いますが、実行歩合の中で県有林の占める割合は面積的にもかなりありますし、貢献が大きいと思いますが、県有林が主伐後に必ず再造林するということを踏まえたと、主伐の実行歩合が74%あるのに人工造林の実行歩合が27%しかないというのは、県有林を除いたそれ以外の民有林の再造林率が極めて低いということかと思いますが、そういう理解でよろしいでしょうか。

伊川森林整備課長：

主伐材積と人工造林面積の実行歩合の乖離につきましては、ha当たりの主伐材積を計画時点では約109m³/haとしていたのですが、実績を見ると約3倍の337m³/haとなっておりまして、実績では主伐材積に対して面積が少なくなっていることが原因の一つとなっています。主伐材積と人

工造林面積の実行歩合の乖離が再造林率の低さにつながっているかと言うと、必ずしも関連していないところです。

また、主伐材積の内訳を参考に申し上げますと、県有林が約 7 割、民有林が約 3 割を占めています。間伐材積ではこれが逆転しておりまして、民有林が約 7 割、県有林が約 3 割となっています。主伐材積と間伐材積を合わせますと、概ね半々となっています。

委員：

資料 1-1 P. 11、主伐材積で、造林が面積で表記されていますが、主伐材積を面積に換算すると、実行結果としては 5 年間でどのくらいの面積で主伐されたことになるのでしょうか。

伊川森林整備課長：

約 14 万 m³ の主伐材積に対しては、約 417ha の主伐面積となっています。

委員：

資料 1-1 P. 11 において、人工造林面積の実行歩合が 27% と低くなっていますが、P. 16 に人工造林の計画量が 2,400ha、前半 5 年で 1,200ha となっています。あくまでも目標数値ですから下げる必要はないと思いますが、5 年間で実行が 300ha 程度しかないところに今回の計画では 1,200ha の計画量になっています。この目標数値の達成に向けてどのような対策があるのか説明をお願いします。

伊川森林整備課長：

計画量につきましては、全国森林計画の配分量に基づき、その上下 2 割の範囲内で設定しているところです。委員御指摘のように、計画をどう実行に移していくかを考えていく必要がありますが、伐採から再造林に係る部分では、再造林コストが高いという課題があることから、県では伐採から造林までの一貫作業の推進、一貫作業に必要なコンテナ苗の生産体制強化などに取り組むとともに、伐採した材を搬出するための路網整備にも併せて取り組んでいるところです。

委員：

「特に効率的な施業が可能な森林の区域」は、地域森林計画の対象になる森林のうちどれくらいの割合があるのでしょうか。

伊川森林整備課長：

「特に効率的な施業が可能な森林の区域」は、令和 3 年 6 月の森林・林業基本計画の策定を踏まえて新たに追加された項目です。具体的な区域指定は市町村森林整備計画で行うこととなりますが、現在は区域の考え方等についてのみ記載されていますので、具体的な区域指定は、今年度、山梨東部森林計画区内の 12 市町村から開始する予定です。

委員：

山梨東部森林計画区だけの話ではないのですが、資料 1-1 P. 18 「森林の整備に関する事項」において、人材の育成・確保というところがありますが、林業に限らず全産業で人材の育成・確保は大きな課題だと思います。林業は労災の発生率が他産業に比べて高いと思いますが、ここに労災対策について何か盛り込む考えはあるのでしょうか。

堀内林業振興課長：

地域森林計画とは別に、林業労働力の確保の促進に関する法律において、国は労働力の確保に向けて基本方針を、都道府県ではそれに基づいた基本的な計画を立てるという規定があります。現在、県計画の改定作業を行っているところですが、その中で先ほど御指摘いただきましたとおり、林業は労災の発生率が全産業平均の20倍程度と高い状況があり、そこにどう取り組んでいくかという基本的な方針を示しているところです。

委員：

労災の話に関連して、立木の伐採をする際には、有資格の現場管理者がいて、その方の管理の下で伐採を行うのでしょうか。

堀内林業振興課長：

伐採作業については、最近では高性能林業機械と呼ばれる工事用の重機をベースにした伐倒用の機械が導入されてきています。そうした林業機械を操作する際には、国の法律に則って一定の安全教育を受けた上で操作をすることがルール化されていますし、労働安全衛生法・同規則において、重機を稼働させる場合に作業半径内には人が入らないように監視人を置くことや、機械操作に必要な教育の受講義務等が定められているとともに、業界団体が労基署と一緒に現場パトロールをする中で、それらのルールが守られている事を確認するなど安全管理がなされておりまして、それらを掛け合わせて、伐採現場の安全管理は行われてきているところです。

委員：

建設業では労災などがあった場合、次の県発注工事の入札に入れなかったり、減点になったりということがあります。林業に従事する会社は少ないと思いますので、安全を管理する組織を構築するなりして、安全に仕事を進めていくことが必要だと思います。若い人達も管理がしっかりしていない現場で働くのは不安ですし、林業従事者を増やしていくためにも安全管理体制を整備した方がよいと思います。

堀内林業振興課長：

委員御指摘のとおり、最近の若い方は当然安全を気にされますし、待遇や雇用条件も気にされます。特に安全管理については、林業は労災比率が高く、今まで安全管理が遅れていたということはあると思います。そこを改善していくため、一つは一定の教育を受けた人が実際の現場に出て作業に携わっていく教育システムを作れないかということで、県農林大学校に森林学科を新設しまして、そちらで基本的な知識と技術を学んでいただく、その中では当然安全管理ということを踏まえておりますので、まずは基本的なところを学んでいただくというところがあります。

また、若い方を受け入れていただく林業関係会社側の安全管理、ここのレベルをいかに上げるかについてですが、どうしても個々の会社が小さかったり経営基盤が弱かったりすると、見て覚えろとかやりながら覚えろという昔ながらの気風もありまして、そうした時に非常に危険を伴う作業もありますので、そうしたやり方を続ける限り労災は減らない可能性が高いということで、社内で新入社員や経験不足の方をきちんと指導できるような方を育てる必要があるという現状認識のもと、まずはチェーンソーでの伐倒作業について、これが一番労災の発生が多いのですが、基本的な伐倒技術の見直しと、その技術を若手や経験不足の方にどうコーチングするのかという事について、中堅労働者向けの研修会を県で実施しております。そういった方が研修を受けて会社に戻って会社の中での安全管理を実施していただく、そういう方が研修を受けて少しずつ増え

ていくことで県内での労災を減らして、社内の安全管理のレベルアップを図れるよう取り組んでいるところです。

委員：

資料 1-1 P. 21 の病害虫対策について、ナラ枯れの現状、どれくらいの被害が出ているのかというところと、早期把握と徹底的な防除について、現在どのようなシステムを取っているのかを教えてください。

伊川森林整備課長：

ナラ枯れにつきましては、令和元年度に発生を確認した後、令和3年度に被害が急増しましたが、昨年度はピーク時の約4割まで減っていて、今年度については被害を集計しているところです。昨年までの被害については、県の南部、神奈川県や静岡県に接するところから入ってきたものが、被害量は減ってきているものの、被害が確認される市町村は北の方に広がる傾向がありまして、今年9月末時点で、昨年は確認されなかった市町村でも被害が発生しています。

ナラ枯れ被害にあったものは、伐倒して薬剤によるくん蒸等を行うとともに、冬期は木の中で虫が越冬し翌年に拡散するという被害様態があり、根元から高さ2m程度の範囲に集中しますので、その範囲に粘着テープ様のものを巻くことで翌年の脱出を防ぐ対策を合わせて行っています。

委員：

ありがとうございました。被害が北上しているということで、どんぐりを生産するナラ類がどんどん枯れていくとなると、生態系にも影響があると思います。早期把握というところで、県で何かwebサイト等で、一般の方もナラ枯れの状況を報告したり、被害の現状を知っている人が増えると良いと思ったところです。

伊川森林整備課長：

ナラ枯れ被害につきましては、県有林は県が、私有林等につきましては市町村が分担して対策を行っているところですが、被害の状況につきましては、逐次、市町村や県の林務環境事務所に情報をいただく中で対応しているところです。県ホームページなどでも広報させていただいておりますが、今後、引き続き広報活動をしながら、被害の早期把握と防除に対応いたします。

委員：

カシノナガキクイムシはマツノザイセンチュウとは違い、元々日本にいた甲虫であると認識していますが、カシノナガキクイムシは例えば比較的若い更新したようなものであったり、若い木には入りにくいとかそのようなことが観察されているかどうか、情報がありましたら教えてください。

伊川森林整備課長：

カシノナガキクイムシは委員御指摘のとおり、外来種ではなく在来のもので、カシノナガキクイムシがナラ菌を持ち込んで、それが繁殖して道管という水を上げるところを塞いでしまっていて、特に夏場に水を上げられなくなって枯れてしまうというのですが、実際には被害にあったものが100%枯れるということではなく、地域にもよりますが、概ね3割程度とのこと。枯れる傾向としては、若い木は枯れる率が低く、高齢級のものになると枯れやすいという傾向があります。里山にあったナラ類は薪炭材として利用されていたものが利用が減ってきて、高齢級になるナラ

類の大径木が多くなってきたこともあり被害が目立つようになってきたと聞いています。

委員：

資料 1-1 P.13 からの「森林の整備及び保全に関する基本的な事項」の P.14、保健・レクリエーション機能について、多様な樹種からなり憩いと学びの場となる森林を望ましい姿として、広葉樹の導入、多様な森林整備を基本方針としていますが、ここ数年、感染症等の問題で沢山の方が体調を崩されていると聞いています。その昔、結核の療養所は松林の中にあったと話に聞きます。山梨には沢山の森がありますので、レクリエーションや学びだけではなく、心身の健やかな回復にも役に立つような、そういった機能を持ち合わせたスペースがあったら良いと思います。

末木県有林課長：

森林の持つ保健・レクリエーション機能というのは、森林の公益的機能の中でも、特に委員がお話されたとおりコロナ禍で皆さん外に出られなくなってしまった状況で非常に大切だと考えています。特に森林では密が避けられて開放的ということで、森林に注目が集まったという傾向がございます。山梨県では森林公園を整備しており、森林を残しつつそこに来ていただいて憩える場なのですが、その利用者数が令和 2 年、3 年というのは減少しましたが、令和 3 年から 4 年にかけては増加しつつあるという状況ですので、そういった所の整備と PR に力を入れて、皆さんに森林の良さや癒しの場の提供に努めて参りたいと考えております。

委員：

ありがとうございます。実際に癒しだけではなく、健やかになるそうですね。そういうところで山梨県の森は期待されているようですので、よろしくお願いします。

議長：

よろしいでしょうか。

色々な意見が出ましたので、事務局においては、本日の意見等を踏まえ、山梨東部地域森林計画の策定、富士川上流地域森林計画及び富士川中流地域森林計画の変更をお願いします。それでは、審議は以上とさせていただきます。

続きまして、「森林における開発行為の許可に係る審議について」を議題とします。こちらは審議事項ではありませんが、林地開発の許可に係る審議方法について、事務局から提案があります。事務局から説明をお願いします。

事務局（伊川森林整備課長）：

（資料 2 により説明）

議長：

ただ今の事務局の説明につきまして、御意見や御質問がございますか。

委員：

今まで森林保全部会は本会に審議結果を報告していましたが、今後は森林保全部会とは別に審議会本体で論議をするということですか。それとも森林保全部会が報告ではなくて、森林保全部会ではこう審議をしたという話を審議会本体でするのでしょうか。

伊川森林整備課長：

今後の林地開発許可の審議に当たりましては、申請を受けた時点で、知事にお諮りする中で、許可要件に定めることのみならず、その開発行為自体が周辺に与える影響等が大きいと判断されたものについてのみ、審議会本会に諮ることとしたいと考えております。それ以外の案件については、これまでどおり森林保全部会において御審議いただきたいと考えております。

委員：

そうすると、知事さんが必要と認める案件について、森林保全部会に諮らずに、本会に諮るという理解でよろしいですか。

伊川森林整備課長：

そのとおりです。

委員：

林地開発について、例えば太陽光発電施設については0.5haを超える場合は許可申請が必要ですが、0.5ha以下の場合の手続きはどうなるのですか。

伊川森林整備課長：

林地開発許可制度につきましては、1ha、太陽光発電施設については0.5haを超える森林の開発が対象となっております。基準面積以下のものにつきましては、森林法において、許可ではなく、伐採及び造林の届出書を市町村に提出することになっております。届出を受けた市町村において、許可ではございませんが、先ほど御審議いただいた地域森林計画とその下位計画の市町村森林整備計画に示されている森林の整備保全の基準を基に指導を行うこととなります。

委員：

現在、森林において例えば太陽光発電パネルですとか、最近ですとちょっとした小高い丘の上に風力発電施設などが造られていますが、風力発電施設は櫓を立てるだけなのですが、その鉄塔を運び上げるために非常に高規格な道を作ることが土砂災害の誘因になってしまうことがあったりですとか、記憶に新しいところでは、熱海の土捨て場が、おそらく森林の開発の届出をして森林区域から除外されていたのではないかと思うのですが、一たび森林から除外されてしまうと、なかなか森林法の規制を受けなくて、思わぬ災害の引き金になってしまうということがあるので、最初のきっかけが非常に重要だと考えています。特に太陽光発電パネルについては、条件適地にどんどん上がってきてしまっていて、景観上も防災上も望ましくないので、これに限って林地開発の許可申請を必要とする面積を0.5haにするというような対策を取っているところで、厳しくしていく方向だと理解しています。

委員：

林地開発制度について、1回の開発で1haを超えていけば許可申請が必要だと思いますが、継続して開発していくと合わせて大きいものができるという危険性はない制度ということでしょうか。

伊川森林整備課長：

太陽光発電施設で近年問題となったのは、委員御指摘のとおり、期間を空ける、又は場所を少

し離して継続的な開発をすることで、結果的に一つ一つは森林法やその他の開発規制法令等の許可要件を満たさないものになるといったことがございますが、林地開発許可制度につきましては、複数の開発について同一性があるかどうかの判断を行い、同一性のある開発であれば審査をいたしますし、例えば期間で3年以内であるとか、同じ河川流域内で継続して行われるものにつきましては、それらが連続していないものであっても同じ開発と見なして、開発許可の対象とすることで対応しています。

議長：

よろしいでしょうか。

それでは、次の議題に移らせていただきます。「やまなし森林整備・林業成長産業化推進プランの進捗状況について」を議題とします。こちら審議事項ではありませんが、現在の進捗状況等を報告するものです。事務局から説明をお願いします。

事務局（小澤森林政策課長、堀内林業振興課長、末木県有林課長）：

（資料3により説明）

議長：

ただ今の御説明に対して、御意見や御質問がございますか。

委員：

キノコの生産量については、各生産者の顔が見える重要な項目ではないかと思えます。近年の増加傾向というのは、例えば特定の大手の事業者が参入して伸びてきた等が背景にあるのか、又は何か新しい動きが出てきたのかということについて教えていただきたい。もう一つは、キノコ類の生産方法について、基本的には菌床栽培だと思いますが、県内の木材資源の活用にも繋がっている状況なのかという点についても情報がありましたら御提供いただけますか。

堀内林業振興課長：

キノコ類全般の生産量の増加については、私どもの把握している範囲では、いわゆる大手企業が参入しているという情報はございません。それぞれの生産者、お一人や御家族で生産されているところが、会社化して取り組むというところがありますので、そういったところも含めて全体として少しずつ増えてきている状況だと思います。

キノコの栽培方法については、今は菌床栽培が主流となっていて原木栽培は非常に少ない量となっています。菌床にはオガ粉を使いますが、県内の種菌メーカー、秋山種菌さんですとか富士種菌さんですとか、そういったメーカーさんとお話をする中では、県内の森林資源、木材の活用というところは意識して種菌生産をやっていただいているようですので、県産木材を使用しているかと認識していますが、どの程度の割合であるかまでは把握しておりません。

委員：

基本的には、かつては原木栽培していた生産者さんが菌床栽培に移行する過程で増えてきたことが関係しているかもしれない、或いは個人の事業体が始めているという、そういう動きとして理解してよいでしょうか。

堀内林業振興課長：

非常に長いスパンで見た時には、原木栽培から菌床栽培へほぼ移行していますので、その流れの中で増えてきているというところと、会社化して取り組んでいるというところもありますので、その流れもあるという認識です。

委員：

P.2の表で平成30年度の基準値と比べて令和4年度の実績数値が下回っているもののうち、⑥製材用途の木材生産量に関しては、先ほどの山梨東部地域森林計画案の資料1-2 P.46に「中小製材事業者の連携による協業化を推進する」と書いてありますが、これについて何か具体的な仕組み、動きがあるのかということ、もう一つは⑩林業の新規就業者に関して、林業に新規就業しても定着率が悪いということがあると思いますが、定着率の数値について何か調べたものがあるか教えていただきたい。

堀内林業振興課長：

県内の製材事業者については、ご存じのとおり小規模なところがほとんどです。製材事業者間のグループ化については、現在取り組んでいる方向としては、まずは県産材を使って木造建築物を建てた経験がある事業者ばかりではありませんので、県産材を調達して建築現場まで納めるサプライチェーンを作っていくということ、丸太を伐り出す素材生産事業者から加工する製材事業者、それらを取り扱う流通事業者、建築事業者も含めて関連企業にグループを構成していただいて、そのグループで県産材を伐り出して加工して建築現場まで納めるサプライチェーンの構築・強化を進める企業グループの連携に対する支援を令和元年度から補助事業として実施しています。こうした関連企業の連携を支援する取り組みを通して実際の県産材の供給の流れを強くしていきたいということで取り組んでいます。ただ、製材用途の木材生産量の実績は減少しており、目標には到達していないという状況です。

新規就労者が働き出してから定着率については、林野庁の補助事業で緑の雇用事業という事業があり、新規に雇用した方を対象に3年間の研修費や必要装備の購入費を助成する事業ですが、県内でも県森連に補助事業の受け皿となって実施していただいております。本事業で採用された方がどれぐらい3年後に働き続けているのかを把握しており、年によりばらつきも多いのですが、昨年度は7割程度の定着率だったと記憶しています。

議長：

他に御質問等ございますか。

それでは、他にないようでございますので、質疑を終わらせていただきます。最後に、本日の審議、報告事項以外で御意見等がございましたら発言をお願いします。

よろしいでしょうか。

それでは、予定された事項については全て終了いたしましたので、議長の役目を終わらせていただきます。御協力ありがとうございました。

司会：

長時間にわたり御審議いただきありがとうございました。これもちまして本日の森林審議会を終了させていただきます。誠にありがとうございました。

以上